

令和7年度町民税・県民税・森林環境税特別徴収について

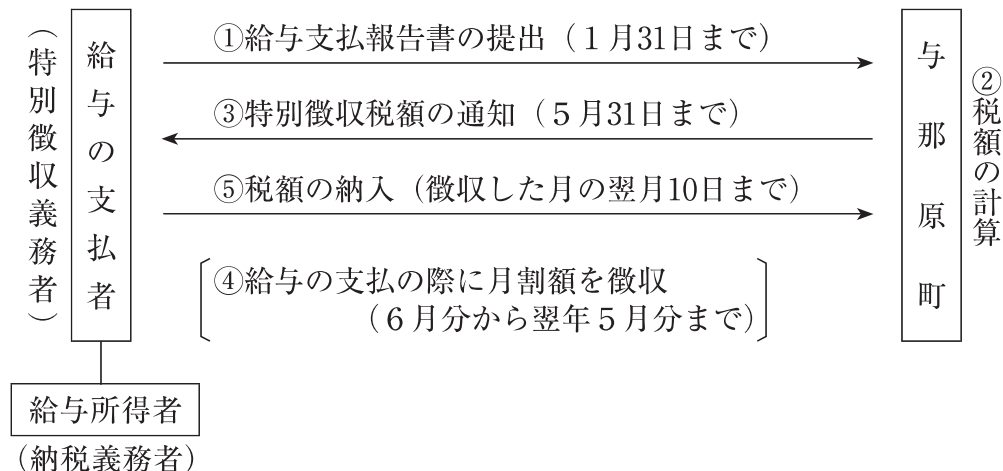
町民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、毎年格別の御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、本年度も町民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきまして御協力を頂くことになりましたので令和7年度分の特別徴収関係書類を送付いたします。つきましては下記取扱要領にご留意の上よろしく取扱いいただきますようお願いいたします。

特別徴収事務取扱要領

1 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収制度

町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者（特別徴収義務者）が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から受給者（納税義務者）の町民税・県民税・森林環境税の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただく制度をいいます。



2 特別徴収によって町民税・県民税・森林環境税を徴収される者

令和6年中に給与所得があり、かつ令和7年4月1日現在給与の支払を受けている者です。

3 住民税・森林環境税が課税されない人

- (ア) 前年中に所得がなかった人
- (イ) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (ウ) 障害者、未成年者、ひとり親、又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと2,043,999円以下）であった人
- (エ) 令和6年中合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下であった人
 - ・ 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合
38万円
 - ・ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+26万8千円

4 月割額の徴収方法

同封の令和7年度町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年の5月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し翌月の10日までに納入してください。

5 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額に誤りがあったり、その他の理由で特別徴収税額を変更する場合には「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので変更後の月割額を徴収してください。

なお、変更が生じても、新しく納入書は送付しませんので、当初に送付しました納入書に変更額を訂正記載し、納入してください。
(訂正方法P 9参照)

6 月割額の納入場所及び納期限

徴収された月割額は同封した「納入書」によって県内各金融機関、あるいはゆうちょ銀行・郵便局（県外）で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（6月分は7月10日まで以降順次翌月10日まで）

7 特別徴収税額の納期の特例 ※申請書は与那原町役場税務課に準備してありますので、ご連絡下さい。

特別徴収義務者は、事業所等で給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を町長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月10日までに納入
- (2) 12月分から5月分までは6月10日までに納入

8 月割額を納期限までに納入しなかった場合

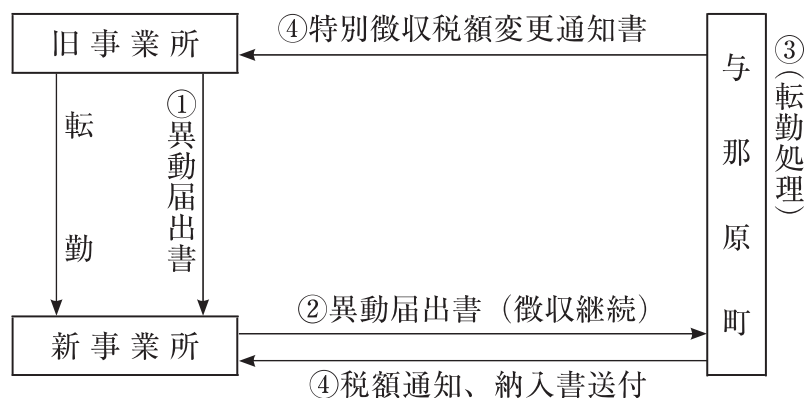
特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。又、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることとなりますので特に注意してください。

〈納税者が転勤又は退職等で異動した場合の手続等〉

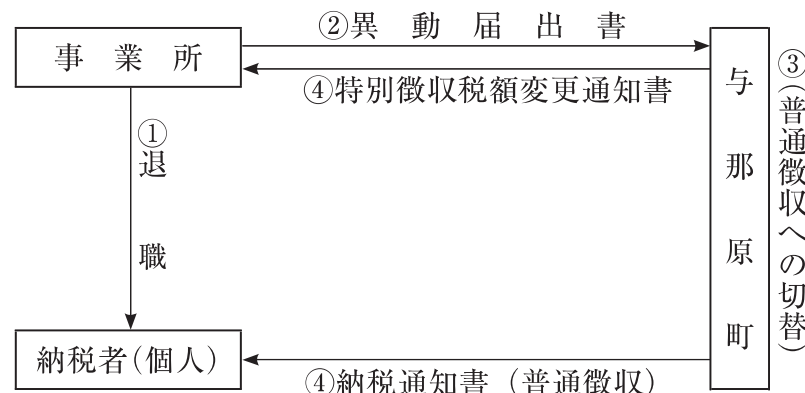
1 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

特別徴収の方法によって納税している人に転勤、退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出して下さい。この異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税者の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また納税者への納税通知書（普通徴収への切替分）の交付が遅れ納税義務者に迷惑をかけることとなります。特に転勤の場合は特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出をお願いします。なお転勤の場合はお手数ですが新勤務先へ月割額を前もって御連絡ください。

◎ 転 勤（特別徴収の継続）



◎ 退 職（普通徴収への切替）

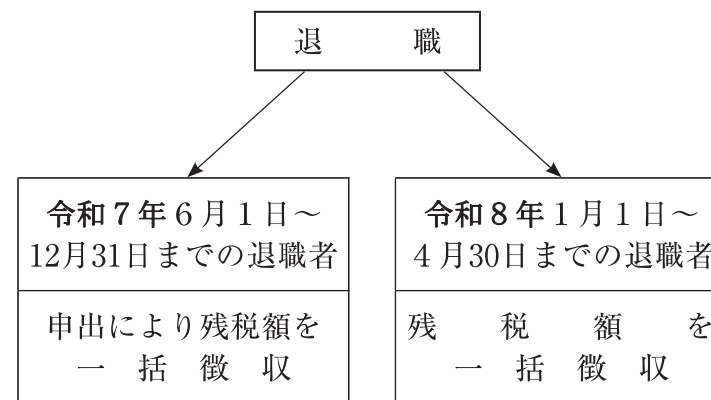


2 退職に伴う残税額の一括徴収について

特別徴収の方法によって納税している人が退職等により給与の支払を受けなくなった場合で下記の（１）又は（２）に該当するときは、特別徴収義務者は、給与又は退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

（１）退職の日が令和7年6月1日から12月31日までのとき
退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申出があり、かつ残税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合。

（２）退職の日が令和8年1月1日から4月30日までのとき
令和8年5月31日までに残り税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合、本人の承諾がなくても一括徴収となります。



3 特別徴収義務者の住所、名称等変更があった場合

「特別徴収義務者所在地等変更届出書」に記入の上、税務課宛提出してください。

4 4月2日以降の就職者等の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、「特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して役場税務課宛に送付して下さい。